

グリーンファイナンス促進利子補給基金に係る補助事業者の公募について (公募要領)

平成 25 年 4 月
環境省総合環境政策局環境経済課

環境省では、グリーンファイナンス促進利子補給基金に係る補助事業者の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただくべき点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業者として選定された場合には、地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（グリーンファイナンス促進利子補給基金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びグリーンファイナンス促進利子補給金交付事業実施要領（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

なお、本事業は、国会での平成 25 年度予算の成立が前提となりますので、今後内容の変更等があり得ます。

公募要領目次

．グリーンファイナンス促進利子補給基金に係る補助事業者の公募について

- 1．補助事業の目的
- 2．補助対象となる事業等
- 3．採択基準
- 4．補助事業者の採択
- 5．応募方法

．留意事項等について

- 1．基本的な事項について
- 2．補助金の交付について
- 3．経理等について

・グリーンファイナンス促進利子補給基金に係る補助事業者の公募について

1．補助事業の目的

金融機関が行う環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のための設備投資の事業に係る融資に対し、その利息の一部（ただし、年利2%を貸付残高に乗じた額を上限とする。）を利子補給することにより、地球温暖化対策のための事業を促進し、二酸化炭素の排出削減を促進するためのグリーンファイナンス促進利子補給基金（以下「基金」という。）を造成することを目的とします。

2．補助対象となる事業等

（1）補助対象となる事業

実施要領2．に定める事業（以下「基金事業」という。）を実施するための基金を造成する事業を交付の対象とします。

（2）交付先

補助事業を行う補助事業者は、非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。）特例民法法人その他の非営利法人（この補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）から、1法人を採択します。

応募段階では、非営利型でない一般社団法人・一般財団法人も応募することが可能ですが、補助金の交付決定までに非営利型に移行していただくこと（その具体的な見通しを示すこと）が必要です。

（3）補助金の交付額

本補助金の交付額は300,000千円です。このうち、基金事業の実施に必要な事務に要する費用は、35,000千円を上限とします。

（4）基金の運用管理

基金の運用管理は、実施要領8．（1）の規定に基づき、資金の安全性及び資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、具体的には、次に掲げる方法により基金を運用するものとします。なお、実際の基金管理を行うに当たっては、実施要領9．（1）の規定に基づき、基金の管理計画について、あらかじめ環境省総合環境政策局長の承認を得ることが必要です。

- ・ 金融機関への預金
- ・ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のものに限る。）
- ・ 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工中央金庫若し

くは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得

(5) 基金の使途

基金の取崩し及びの運用による収入は、実施要領 8 .(2) に基づき、次に掲げる使途に充てるものとします。

- 基金事業の実施に要する経費（利子補給金の交付に要する経費）
- 基金事業の実施に必要な事務に要する経費（基金の適正かつ公正な管理・運営、補助事業者の補助金の適正な執行の管理、金融機関による業務の検証等）

(6) 基金の残余の額の扱い

補助事業者は、基金事業を完了したとき又は基金事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、基金の残余の額を国庫に納付しなければなりません。

(7) 基金の経理

基金に係る経理については、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければなりません。

(8) 利子補給金の交付を終了する時期

補助事業者は、実施要領 6 .(4) の規定に基づき、平成 25 年度中に、利子補給金の交付対象とする融資を決定するものとします。

(9) その他

(1) ~ (8) に掲げた事項を含め、交付要綱及び実施要領を必ず参照してください。

3 . 採択基準

補助事業者の採択は、以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

(1) 基金の管理・運用

- 基金の管理について、安全性及び透明性が確保される方法により行うことができるか。
- 基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うことができるか。

(2) 基金事業の実施

- 基金事業を適切に行うことができるか（国の利子補給金交付事業を行った実績があるか。また、地球温暖化対策の事業の拡大のために基金事業に係る普及促進を行うことができるか）
- 基金事業をより効果的なものとするための事業実施上の工夫の提案

があるか。

(3) 実施体制及び事務費用

- (1) 及び (2) を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えているか(金融機関の環境リスク調査融資を審査する体制、二酸化炭素の排出抑制状況の確認が実施できる体制、環境及び金融の知識の有無並びに金融機関との調整業務の実績の有無)
- (1) 及び (2) を行うために要する費用は適正かつ合理的か。

(4) 法人自体について

- 法人の信頼性
- 補助事業及び基金事業を通じ公益を達成しようとする事について、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。

4. 補助事業者の採択

(1) 一般公募を行い採択します。

(2) 応募者より提出された応募書類に基づき、有識者を含む評価委員会が、「グリーンファイナンス促進利子補給基金の補助事業者に係る応募書類審査の手順について」(別添1) 及び「グリーンファイナンス促進利子補給基金の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表」(別添2) に基づき厳正に審査を行い、補助事業者を採択し、補助金の交付を内示します。

5. 応募方法

(1) 応募方法

補助事業者に係る応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存したCD-Rを、公募期間内に持参又は郵送により環境省に提出していただきます。提出物は、封筒に入れ、宛名面に「グリーンファイナンス促進利子補給基金の補助事業者に係る応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成25年4月30日(火)～平成25年5月14日(火)17時

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

応募申請書【様式1】

事業実施計画書【様式2】

事務費用内訳【様式3】

(基金事業に要する事務費用の見込みを記載してください。)

法人の定款又は寄附行為
法人の概要を明らかにした資料
過去3年間分の事業報告及び決算報告又は事業計画及び収支予算

～ の書類を7部ずつ提出していただくとともに、これを保存したCD-R(1部)を同封してください。
ただし、～ については、書類(紙)のみの提出でも結構です。

(4) 提出先

環境省総合環境政策局環境経済課
グリーンファイナンス促進利子補給基金担当
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

(5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります(提出期限必着のこと)。

(6) 説明会の開催

本補助金に係る説明会を以下のとおり開催します。
日時 平成25年5月7日(火)15時00分～15時30分
場所 環境省第2会議室
東京都千代田区霞が関1-2-2(中央合同庁舎8号館25階)

(7) 応募に関する質問の受付及び回答

受付先

環境省総合環境政策局環境経済課
グリーンファイナンス促進利子補給基金担当
FAX: 03-3580-9568
E-Mail: KIGYO@env.go.jp

受付方法

電子メール又はFAX(A4、様式自由)にて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応しません。)

受付期間

平成25年5月9日(木)17時まで

回答

平成25年5月10日(金)17時までに、説明会参加者に対してFAXにより行います(なお、説明会に参加されない方で回答を希望される方は、上記受付期間中に上記受付先に担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを登録してください。)

(8) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおりです。

書面審査を通過した者を評価するため、評価委員会を開催します（平成25年5月16日（木）14時30分からの予定）。評価委員会への出席依頼については、平成25年5月15日（水）17時までに連絡します。

公募締切り 平成25年5月14日（火）17時

応募書類の審査

評価委員会平成25年5月16日（木）14時30分

採択法人の決定

その後速やかに

補助金交付申請書の提出（採択された者は、辞退する場合を除き、補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。）

補助金交付決定

補助事業の実施

・留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により採択された補助事業者には、交付要綱の規定に基づき、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等については交付要綱を参照願います。）。

(2) 交付決定

環境大臣は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

(3) 事業の開始

補助事業者は、本補助金の交付決定を受けた後に、事業を開始することが可能となります。

補助事業者が補助目的を達成するため他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっては、当該契約の契約日は交付決定日以降となりますので注意してください。

3. 経理等について

(1) 経理等について

補助事業者は、基金事業について特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と明確に区分して経理し、基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理しておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、基金事業の完了の日から 5 年を経過するまでの間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告

補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業完了日から 30 日を経過した日又は補助事業完了日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで、実績報告書を環境大臣に提出する必要があります。

(3) その他

上記の事項を含め、必要な事項は交付要綱及び実施要領において定めますので、これらを参照してください。

(様式1)

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

グリーンファイナンス促進利子補給基金に係る補助事業者の応募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

- 1 事業実施計画書
- 2 事務費用内訳
- 3 法人の定款又は寄附行為
- 4 法人の概要を明らかにした資料
- 5 過去3年間分の事業報告及び決算報告又は事業計画及び収支予算

(担当者欄)

所属部署名:

役職名:

氏名:

TEL:

FAX:

E-mail:

(様式 2)

事業実施計画書

法人について	
法人名	
所在地	
設立	年 月 日
役員等	代表者と理事全員(他の肩書きがある場合はそれを含めて記載ください。国家公務員経験のある方については最終官職名を明示ください。)
法人の目的	
主な活動	
年間の収支予算	収入・支出の規模とその項目(別紙でも可)
法人の種類	応募段階では、非営利型でない一般社団法人・一般財団法人も応募することが可能ですが、補助金の交付決定までに非営利型に移行していただくこと(その具体的な見通しを示すこと)が必要です。
本事業への応募理由	
基金の管理・運用について	
基金の管理方法	基金自体をどのように管理するのかを記載ください。
基金の運用方法の方針	

基金事業の実施	
基金事業を適切に行えるか。	国の利子補給（補助金）事業を行った実績等があれば記載して下さい。
基金事業をより効果的なものとするための事業実施上の工夫	提案があれば、記載してください。
実施体制及び事務費用	
上記の事務を実施するための事務の実施体制・人員	具体的に予定している者がいる場合は、具体名及びその者が適切な理由についても記載してください。 金融機関の環境リスク調査融資を審査する体制、二酸化炭素の排出抑制状況の確認が実施できる体制、環境及び金融の知識の有無並びに金融機関との調整業務の実績の有無についても記載してください。
上記の事務を実施するために要する費用の合理性	内訳については様式3に記載してください。

(様式3)

事務費用内訳

必要経費の項目	経費の見積額
合計額	

必要となる全ての事務費用（補助事業者において、基金の管理、基金事業の実施に必要な事務費用）について記載してください。

(別添1)

グリーンファイナンス促進利子補給基金の補助事業者に係る応募書類審査の手順について

1 評価委員会による審査

グリーンファイナンス促進利子補給基金に係る評価委員会において、提出された応募書類の内容について、企画提案会を実施した上で審査を行う。なお、評価委員会は、非公開とする。

2 企画書等の審査方法

(1) グリーンファイナンス促進利子補給基金の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表(別添2)に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】

(10点満点の場合。20点満点の項目については、それぞれ2を乗じた得点とする。)

・ A (良い)	10点
・ B (やや良い)	7点
・ C (普通)	5点
・ D (やや悪い)	3点
・ E (悪い)	0点

(2) (1)の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を補助事業者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で補助事業者を選定する。

「A」の数が多い者を補助事業者とする。

「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多い者を補助事業者とする。

「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を補助事業者とする。

「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者を補助事業者とする。

「D」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定する。

(別添2)

グリーンファイナンス促進利子補給基金の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表

委員名		応募者			
審査項目	審査基準	配点	評価(A)	係数(B)	A×B
1 基金の管理・運用					
(1)	基金の管理について、安全性及び透明性が確保される方法により行うことができるか。	点 10		×1	点
(2)	基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うことができるか。	点 10		×1	点
2 利子補給事業の実施					
(1)	基金事業を適切に行うことができるか。	点 20		×2	点
(2)	基金事業をより効果的なものとするための事業実施上の工夫の提案があるか。	点 10		×1	点
3 実施体制及び事務費用					
(1)	審査項目1及び2を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えているか。	点 20		×2	点
(2)	審査項目1及び2を行うために要する費用は適正かつ合理的か。	点 10		×1	点
4 法人自体について					
(1)	法人の信頼性	点 10		×1	点
(2)	補助事業及び基金事業を通じ公益を達成しようとする事について、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。	点 10		×1	点
合計		点 100			点

【採点基準】	10点満点	20点満点
A(良い)	10点	×2
B(やや良い)	7点	
C(普通)	5点	
D(やや悪い)	3点	
E(悪い)	0点	